

第29回定時株主総会招集に際しての その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

事業報告の会社の体制および方針

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

計算書類の株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

ゲンダイエージェンシー株式会社

上記の事項は、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2016年4月15日開催の取締役会において、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」構築の基本方針について、内容の一部改定を決議しており、その概要は次のとおりです。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令等の遵守を経営の最重要課題と捉え、コンプライアンス担当取締役(CCO)の監督の下、管理部においてコンプライアンスへの取組みを横断的に統括する。
- (2) 各種法令、企業倫理の中で当社業務に関連し留意すべき事項を整理し、明文化したコンプライアンス・マニュアルに従い、取締役自らがこれを実践するとともに、従業員に周知徹底を図る。また、全従業員について、コンプライアンス研修を必須カリキュラムとする。
- (3) 各部門におけるコンプライアンスの遵守状況については、監査計画に従い、内部監査室が適宜モニタリングを実施し、代表取締役および監査役会に報告するものとする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱については、文書管理規程等の当社社内規程およびそれに関するマニュアルに従い、適切に保存および管理（廃棄を含む）を行うこととし、取締役および監査役が、これらの情報・文書を常時閲覧しうる体制を確保するものとする。また、内部監査室による運用状況の検証を隨時行い、必要に応じて各規程およびマニュアルの見直し等を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社が直面しうるリスクについては、与信管理規程、品質マニュアル等の既存のリスク管理に関する諸規程およびマニュアル、ならびに今後必要に応じて制定するその他のリスク管理に関する諸規程およびマニュアルに従い管理するものとする。
- (2) 組織横断的なリスクの管理は管理部が行い、また各部門においてリスク管理に関する諸規程およびマニュアルに基づく部門毎のリスク管理体制を確立するとともに、特に重要な案件については、案件の性質等に応じ取締役会または執行役員による経営役員会で審議および決定を行う。また、管理部および各部門責任者は新たなリスクの発生を認識した場合は、直ちに取締役会に報告するものとする。
- (3) 内部監査室は、リスク管理の状況を定期的に監査し、その監査結果を代表取締役および監査役会に報告するものとする。
- (4) 取締役会は、リスク管理に関する諸規程およびマニュアルならびにその他のリスク管理体制について、新たなリスクの発生や内部監査の結果等に従い、隨時見直しを実施し問題点の把握と改善に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、社外取締役を含む取締役会を毎月1回以上開催するものとし、迅速かつ的確な経営意思決定を行うとともに、頻繁なコミュニケーションにより業務執行の監督を一層効果的なものとする。また、取締役会の意思決定事項の効率的な実現を図るべく、経営役員会規程に基づき、執行役員により経営役員会を開催し、取締役会の意思決定に基づく業務執行に関する重要事項について、協議、決定または報告を行う。
- (2) 取締役会において中期経営計画を決定し、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく各年度予算の設定および月次業績の迅速な把握を通じ、効率的な経営を図るものとする。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の子会社については、関係会社管理規程に則り、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社の取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の経営役員会または管理部が報告を受け、かつ、重要案件についてはその業務内容について当社と事前協議を行ったうえで子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保するとともに、子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合し、また、その他子会社の業務の適正が確保されるよう適切に管理する。また、子会社と十分な情報交換のうえ、必要に応じ、子会社の内部統制に関する指導等を行う。
- (2) 子会社の業務の適正性を監査するために、内部監査室が子会社監査を適宜実施し、その結果について当社代表取締役および監査役会に報告する。
- (3) 当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、当社と子会社の取引については、当社の取締役会または経営役員会においてこれを決定し、また監査役会に速やかに報告を行うものとする。
- (4) 当社は、子会社におけるリスク管理を目的として関係会社リスク管理基本指針を定めるものとし、子会社は、当該指針に則りリスク管理を行うとともに、その業務内容等を勘案の上必要に応じてリスク管理に関する諸規程およびマニュアルの制定、ならびにそれらに基づくリスク管理体制の確立をするとともに、重要な案件については、当社または子会社の取締役会（取締役会非設置会社である子会社においては代表取締役）もしくは当社の経営役員会が審議および決定を行う。また、子会社の取締役または各部門責任者は新たなリスクの発生を認識した場合には、直ちに当社または子会社の取締役会（取締役会非設置会社である子会社においては代表取締役）もしくは当社の経営役員会に報告するものとする。
- (5) 子会社の取締役会（取締役会非設置会社においては代表取締役）は、リスク管理に関する諸規程およびマニュアルならびにその他のリスク管理体制について、新たなリスクの発生や内部監査の結果等に従い、隨時見直しを実施し問題点の把握と改善に努める。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき部署として、必要に応じ、監査役会事務局として、内部監査室のスタッフがその任にあたるものとする。内部監査室のスタッフは、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、かかる命令に関しては、取締役からの指揮命令を受けない。また、内部監査室のスタッフの人事異動および人事考課については、監査役会の同意を必要とする。

⑦取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役および従業員は、当社グループにおける重大な法令違反、定款違反および当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査役会に報告するものとする。
- (2) 当社グループの取締役および従業員は、監査役会または各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
- (3) 前項の報告・情報提供の主なものは次のとおりとする。なお、監査役会または各監査役の要請如何にかかわらず、うちviについては内部監査室は上記にそれぞれ定めたところに従い、うちviiおよびviiiについては取締役および管理部は当該事実を発見したときは直ちに、またうちixについては取締役会は上記⑤の（3）に定めたところに従い、それぞれ監査役会に報告を行うものとする。
 - i 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ii 当社の子会社等の監査役および内部監査部門の活動状況
 - iii 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - iv 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - v 社内稟議書および監査役から要求された会議議事録
 - vi 内部監査室による監査の結果
 - vii 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - viii 重大な定款・法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実
 - ix 当社と子会社等との間における取引の状況
- (4) 当社は、（1）および（2）に従い報告を行ったものに対して、かかる報告を行ったことにより不利益な扱いをすることを禁止する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営役員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができるものとする。
- (2) 代表取締役と監査役との間において、定期的な意見交換会を開催する。
- (3) 監査役は、当社の内部統制システムに問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (4) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の支払い等の請求をしたときは、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

⑨業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) コンプライアンスに関する研修を実施したほか、コンプライアンス・マニュアルを社内で縦覧に供し、またコンプライアンス遵守を従業員の人事考課の項目の1つとし、適時の面談等により意識の向上を図っております。
- (2) 情報の保存管理は、文書管理規程をはじめとした社内規程またはマニュアル等に従い、適切に保管および管理を行っており、また必要に応じて閲覧できるようにしております。
- (3) リスク管理に関する諸規程およびマニュアルに基づき、日常的なリスクについては管理部を中心としてその管理を行っており、また新たに発生し得るリスクについても従前に有効なコントロールおよび業務フローについて検討の上で管理を行っております。
- (4) リスク管理に対する子会社の共通認識を図ること等を目的に、関係会社リスク管理基本指針を定め、子会社におけるリスク管理の強化に努めております。
- (5) 内部監査室は、内部監査計画書に基づき、監査役および会計監査人と連携しながら、各事業所および子会社の内部監査を実施いたしました。
- (6) 定時取締役会は12回、臨時取締役会は1回開催され、当社と利害関係を有しない社外取締役がその全てに出席し、また社外監査役が常時出席いたしました。また、経営役員会は33回開催され、取締役会の意思決定に基づく業務執行に関する重要事項について、協議、決定または報告を行いました。

(7) 監査役は、監査役会を13回開催し情報交換を行い、取締役会等の重要な会議に出席し、また代表取締役、取締役、幹部社員、当社の子会社の取締役等と適宜意見交換を実施し、加えて稟議書等を常時閲覧すること等を通じて監査の実効性の向上を図っております。

2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、今後の更なる事業拡大を図るために必要な投資原資として内部留保を充実させつつも、同時にこれまでの経営活動の成果を株主の皆様に明確な形で還元するため、業績に応じた配当を継続的に実施することにより中長期的な株主価値の最大化を図ることを基本方針とし、当社の上場からこれまでの間、目標連結配当性向については、キャッシュ・フローの状況等を勘案し、当面50%を目安としておりました。

しかしながら、単年度の業績に基づき算定される配当金額は特にコロナ禍以降に変動幅が大きいことから、当社株式を長期保有される株主の皆様から、より持続的な配当が望ましいとのご意見をいただきしております。そのため、これまで検討を重ねた結果、今回、配当の持続性に優れた指標であるD.O.E（株主資本配当率）6%程度を新たな目安として追加設定することといたしました。

今後、中期的には、これまでと同様に健全な財政状態を維持しながらも、D.O.E 6%と配当性向50%で算定される金額のうち、いずれか高い方を一定の目安として、配当を実施できるよう努めてまいります。さらに、より望ましい株主還元のあり方を、継続して検討してまいります。

なお、当期の配当金につきましては、変更前後の配当金算定の目安を勘案し、当期初に公表した予想配当金と同額である1株あたり9円といたします。なお、当中間配当（9円）と併せた1株あたり年間配当金は18円（D.O.E 5.2%、配当性向177.0%）となります。

備考

この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年4月1日 期首 残高	100	953	3,332	—	4,385
連結会計年度中の 変動額					
剰余金の配当			△213		△213
親会社株主に帰属 する当期純利益			125		125
自己株式の取得				△218	△218
自己株式の消却		△218		218	—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）					
連結会計年度中の 変動額合計	—	△218	△87	—	△305
2024年3月31日 期末 残高	100	735	3,245	—	4,080

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額	合計	
2023年4月1日 期首 残高		3	3	4,389
連結会計年度中の 変動額				
剰余金の配当				△213
親会社株主に帰属 する当期純利益				125
自己株式の取得				△218
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）		2	2	2
連結会計年度中の 変動額合計		2	2	△303
2024年3月31日 期末 残高		5	5	4,085

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- | | |
|--------------|--|
| ・連結子会社の数 | 6 社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | 株ランドサポート
株ジュリアジャパン
株ジールネット
株ユーランドユー
株アーク
株プレスエー |

(2) 非連結子会社の状況

- | | |
|-----------|----|
| ・非連結子会社の数 | 一社 |
|-----------|----|

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産

・商品及び製品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・仕掛品

同上

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は主として定率法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～20年

機械装置及び運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～15年

②無形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

イ. 広告事業

①広告請負

主に折込広告、インターネット広告、各種媒体への広告出稿等を行っており、顧客との契約に基づき所定の広告等を請け負うことが主な履行義務です。

このうち、広告の折込、出稿、掲載等をすることにより一時点で履行義務を充足するものについては、当該時点で収益を認識しております。また、顧客との契約に基づき一定期間にわたって広告の掲載等をすることにより履行義務を充足するものについては、契約期間にわたって期間均等額で収益を認識しております。

なお、当社グループの役割が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

②制作物販売

主に販促物及びクリエイティブコンテンツの企画制作を行っており、顧客との契約に基づき所定の制作物を顧客に引渡すことが主な履行義務です。制作物の引渡しにより制作物に対する支配が顧客に移転するため、顧客に制作物を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、一部の取引については制作物の出荷から顧客に引渡すまでがごく短期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

ロ. 不動産事業

不動産事業においては、主に不動産賃貸及び不動産仲介を行っております。不動産仲介については、買主と売主の間に立ち、取引条件の調整や重要事項説明書及び契約書の作成、交付、説明等を行い、不動産売買契約に係る一連の取引を完了させることが主な履行義務です。不動産売買契約に関する物件が引き渡された時点で一連の取引が完了するため、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、物件の引渡し時点としています。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については、5年間の定額法により償却を行っております。

会計方針の変更

該当事項はありません。

重要な会計上の見積り

繰延税金資産

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 4百万円
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、過去において多額の税務上の繰越欠損金を計上しており、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）における分類4の企業に該当しております。そのため、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性については、2025年3月期における一時差異等加減算前課税所得見積額に基づき判断する必要があります。なお、2024年3月期中における、パチンコホール広告についての新規制の影響により、当社の業績は急激に悪化しており、2025年3月期における業績の回復については、依然として不確実性が高いものと認識しております。こうした事情に鑑み、当社の課税所得の期待値についてはゼロと推定しております。その結果当社の繰延税金資産については全額回収可能性がないものと判断し、所要の評価性引当を行っております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 274百万円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額5百万円が含まれております。
2. 担保資産
担保に供している資産
現金及び預金(定期預金) 6百万円
担保付債務
買掛金 一百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 12,300,000株
2. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年4月14日 取締役会	普通株式	102	8	2023年3月31日	2023年6月8日
2023年10月13日 取締役会	普通株式	110	9	2023年9月30日	2023年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年4月19日 取締役会	普通株式	利益剰余金	110	9	2024年3月31日	2024年5月31日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期運用は預金、有価証券（外貨建MMF）等、長期運用は投資適格格付けの債券及び取引先の私募債等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、与信管理部署である管理部において、取引先毎に期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度毎に把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、経理部において適時に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況を把握する体制としております。

預金の一部及びMMFは外貨建であり、為替変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理部において四半期ごとに外貨建資産一覧表を作成し、為替変動による影響を継続的にモニタリングしております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

デリバティブ取引を新たに執行する際には、個別契約ごとに取締役会による承認を得て実行されており、また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

短期借入金は運転資金に係る資金調達であり、長期借入金（原則として7年以内）は主に設備投資資金及び長期運転資金に係る資金調達です。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額51百万円）は、「(1) 投資有価証券」には含めていません。また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「未収還付法人税等」、「買掛金」、「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

当連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (*1) (百万円)	時価 (*1) (百万円)	差額 (*1) (百万円)
(1) 投資有価証券	35	35	—
(2) 長期借入金 (*2)	(562)	(562)	—

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2)1年内返済予定長期借入金（連結貸借対照表計上額250百万円）については、「(2) 長期借入金」に含めています。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	35	—	—	35
資産計	35	—	—	35

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び債券（社債）は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	562	—	562
資産計	—	562	—	562

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりますが、当該想定利率が同様であるため、帳簿価額によっております。そのため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の連結子会社では、千葉県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用土地を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額	時価
521百万円	505百万円

(注) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した価額によっております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	広告事業	不動産事業	計		
折込広告	2,448	—	2,448	—	2,448
インターネット	2,539	—	2,539	—	2,539
販促物	999	—	999	—	999
クリエイティブ	546	—	546	—	546
媒体	230	—	230	—	230
その他の広告	577	—	577	—	577
不動産	—	18	18	—	18
その他	—	—	—	7	7
顧客との契約から生じる収益	7,342	18	7,360	7	7,368
その他の収益	—	51	51	—	51
外部顧客への売上高	7,342	69	7,411	7	7,419

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業のセグメントであり、ストレージ事業及びキャッシングカーレンタル事業等を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (4)収益および費用の計上基準をご参照ください。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

当社及び連結子会社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	332円15銭
2. 1株当たり当期純利益	10円17銭

重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剩余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金
2023年4月1日 期首残高	100	100	854	954	2,797	2,797
当期変動額						
剰余金の配当					△213	△213
当期純利益					△26	△26
自己株式の取得						
自己株式の消却			△218	△218		
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	△218	△218	△239	△239
2024年3月31日 期末残高	100	100	635	735	2,558	2,558

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
2023年4月1日 期首残高	—	3,852	3	3	3,855
当期変動額					
剰余金の配当		△213			△213
当期純利益		△26			△26
自己株式の取得	△218	△218			△218
自己株式の消却	218	—			—
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)			2	2	2
当期変動額合計	—	△457	2	2	△455
2024年3月31日 期末残高	—	3,394	5	5	3,399

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- | | |
|----------------------|---|
| ①子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ②その他有価証券 | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等
以外のもの | 移動平均法による原価法 |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
- (2) 棚卸資産
- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)

建物及び構築物については主として定額法、その他は主として定率法を採用しております。

また、耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～17年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	5～15年

②無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

広告事業

①広告請負

主に折込広告、インターネット広告、各種媒体への広告出稿等を行っており、顧客との契約に基づき所定の広告等を請け負うことが主な履行義務です。

このうち、広告の折込、出稿、掲載等をすることにより一時点で履行義務を充足するものについては、当該時点で収益を認識しております。また、顧客との契約に基づき一定期間間にわたって広告の掲載等をすることにより履行義務を充足するものについては、契約期間にわたって期間均等額で収益を認識しております。

なお、当社の役割が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

②制作物販売

主に販促物及びクリエイティブコンテンツの企画制作を行っており、顧客との契約に基づく所定の制作物を顧客に引渡すことが主な履行義務です。制作物の引渡しにより制作物に対する支配が顧客に移転するため、顧客に制作物を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、一部の取引については制作物の出荷から顧客に引渡すまでがごく短期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

会計方針の変更

該当事項はありません。

重要な会計上の見積り

繰延税金資産

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 一千万円
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 1. の金額の算出方法は、連結計算書類「注記事項（重要な会計上の見積り）繰延税金資産」の内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 217百万円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額5百万円が含まれております。
2. 担保資産
担保に供している資産
現金及び預金(定期預金) 5百万円
担保付債務
買掛金 一千万円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務
短期金銭債権 1百万円
短期金銭債務 22百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|------------|--------|
| 営業取引高 | 287百万円 |
| 売上高 | 19百万円 |
| 仕入高 | 267百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 一千万円 |

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券	8百万円
関係会社株式	104百万円
税務上の繰越欠損金	98百万円
貸倒引当金	2百万円
その他	10百万円
繰延税金資産の小計	224百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△98百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△126百万円
評価性引当額の小計	△224百万円
繰延税金資産の合計	－百万円
繰延税金負債	
その他	△3百万円
繰延税金負債の合計	△3百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△3百万円

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係内容	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	G A キャピタル㈱	被所有 直接38.6%	当社株式の保有	自己株式の取得（注）	104	－	－

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

自己株式の取得については、2023年5月19日開催の当社取締役会決議に基づき、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）により取得しており、取引価格は取引前営業日の終値によるものであります。

1株当たり情報に関する注記

- 1. 1株当たり純資産額 276円40銭
- 2. 1株当たり当期純損失 △2円11銭

重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。